

火の山屋内展望施設等新築設計業務に関する

公募型プロポーザル

仕様書

令和6年4月

下関市 都市整備部 公園緑地課

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、火の山屋内展望施設等新築設計業務（以下、「本業務」という。）の要求仕様を示し、あわせて本業務に関する公募型プロポーザルにおける諸条件、要求仕様等を示すものです。

用語等については「火の山屋内展望施設等新築設計業務に関する公募型プロポーザル募集要項」に従うこととします。

なお、本業務は本仕様書に基づいて実施されるものではなく、本プロポーザルの終了後、本仕様書及び提案内容をもとに協議のうえ締結する契約に基づいて実施することについて、あらかじめご留意ください。

2 業務概要及びプロポーザルにおける提案事項

本業務の概要を以下に示します。詳細は「3 計画施設概要等」から「5 設計業務の要求事項」までを参照してください。

- (1) 業務名 火の山屋内展望施設等新築設計業務
- (2) 業務場所 下関市みもすそ川町 ほか
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年3月19日まで
- (4) 業務内容 以下のとおりです。
 - ・調査業務（電波障害検討、その他必要な調査）
 - ・屋内展望施設の設計業務
 - ・移動施設駅舎の設計業務
 - ・立体駐車場の設計業務
 - ・外構・環境整備工事（施設周辺整備、補修緑化等）
 - ・関連業務（山頂・山麓の整備等に関する業務、飲食事業）との調整業務
 - ・その他必要な業務（各種申請及び関係機関協議への協力等）
- (5) 本プロポーザルにおける提案事項
募集要項及び仕様書等の内容をよく理解して提案を行ってください。

3 計画施設概要等

(1) 計画施設概要

施設名称	屋内展望施設	上駅	下駅	山麓駐車場
施設用途	展望施設、 休憩施設、 カフェ	移動施設駅舎	移動施設駅舎	立体駐車場
構造種別	RC造 一部S造も可	RC造 一部S造も可	RC造またはS造	S造
計画範囲	建築物、外構			

(2) 耐震安全性の分類

- 構造体 : II類
非構造部材 : B類
建築設備 : 乙類

4 調査業務の要求事項

調査業務における要求事項を以下に示します。

(1) 電波障害検討

海上保安庁関門海峡海上交通センターに属する火の山レーダー局及び火の山山頂のテレビ中継局・ラジオ局が送受信する電波について、本業務において設計する建物により発生する影響の検討を行ってください。

各種電波の強度、方向について調査し、設計建物との干渉を検討してください。検討は設計建物本体のほか、施工中の仮設設備、工事車両等に対しても行い、関係機関との協議に必要な資料を作成し、市に報告するものとします。

電波施設に関する資料について、本市が保有する限りの資料を参加希望者に提供します。

(2) その他必要な調査等

電気、ガス、上下水道等に係る関係機関との協議を行って下さい。

その他、提案者が必要と考える調査があれば、提案してください。例えば、市が実施したものに追加して測量・地質調査を行う場合などを想定しています。

5 設計業務の要求事項

設計業務における要求事項を以下に示します。

(1) 設計方針

ア 火の山の特性や関連計画を踏まえたデザインについて

本整備は「火の山地区観光施設再編整備デザインマスタープラン」（以下、「デザインマスタープラン」という。）及び「火の山地区観光施設再編整備ブランドコンセプト」に沿ってリニューアルを進めることとしており、デザインの検討にあたっては以下の点に留意しながら設計を行ってください。

① 全体

- ・「敷地の現況」、「自然環境」、「社会環境」、「周辺環境」、「眺望」等を整理し、デザインの基本的な考え方を整理したうえで設計すること。
- ・火の山公園内で整備を進めている展望デッキ、アスレチック施設、山麓キャンプ場施設など火の山関連施設とのデザインの調和を図ることを基本とし、構造計画、仕上材料、色彩計画、照明計画、外構計画などについて、デザインマスタープランで定めるデザインコードを遵守すること。
- ・長大な壁面が連続するようなファサードとしないこと。
- ・デザインコードの具現化に当たり、主要な空間における整備イメージの可視化を図るため、イメージスケッチ等を作成すること。
- ・新しい火の山の魅力を作り出し、下関の新スポットとして外部に発信できるデザイン（SNSなど写真によるコミュニケーションが発生しやすいデザイン）とすること。
- ・屋内展望施設、駅舎（上駅・下駅）、山麓駐車場について、火の山のブランド力の向上に資するよう内外装とも統一感のあるデザインとすること。
- ・同時期に施工される関連業務の施工条件や実施工程を十分理解し、施工面においても実現性のある計画とし、施工方法や施工手順を明確にしたものとする。

② 屋内展望施設

- ・火の山公園の拠点施設として、来訪者にとって心地良い空間とし、かつ、質の高い洗練されたデザインとすることで、火の山の魅力を最大限発信できるものとする。
- ・三方に開かれた海への眺望を最大限堪能でき、かつ、芝生広場の形状との調和が十分確保できるよう、開放的で建物全体が緩い弧を描くようなものとする（別図参照）。

- ・稜線に調和した屋根形状とすること。
- ・豊かな夜景体験を提供できるデザインとすること。また、遠方から見た際、建物自身が光源になるようにすること。

③ 上駅及び下駅

- ・移動施設に乗る期待感が高まるようなデザインとすること。
- ・プラットフォーム（乗降場）は移動施設整備事業に含むため除くが、プラットフォームと接続すること。なお一体の建物にすることは求めない。

④ 山麓駐車場

- ・周辺環境に十分配慮した配置及び計画とすること。

⑤ 外構・施設周辺・補修緑化等

- ・余剰敷地にも快適に過ごすことができるようなしつらえを設けること。

イ 各施設の機能を円滑に利用できる施設配置及び計画について

- ① 各施設間のアクセス性及び広場、園路、大型バス転回広場等とのアクセス性を十分考慮すること。
- ② 山口県福祉のまちづくり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を満たし、バリアフリーに十分配慮したものとすること。
- ③ 夜間利用において、安全性や夜間の視認性にも配慮したものとすること。

ウ 維持管理の容易さやライフサイクルコストの縮減への配慮について

- ① 地形、標高、土質、風速、天候等、火の山の厳しい自然環境を考慮した構造・材料を選定すること。特に、天候については、① もやがかかり高湿度となる時間が長い、② 海からの影響を受ける、③ 山独特の吹上げ方向の風が吹く等の立地条件を鑑み、耐久性や耐候性に十分配慮した部材を使用すること。腐食、腐朽又は摩損のおそれがある部分、取換えが困難な部分や隠蔽部分には、この点を考慮し、材料を選定すること。
- ② 土質については、基盤地質の堆積岩の亀裂が多いため、掘削面の緩み、肌落ち等について考慮した施工方法を選定すること。また、極力造成を発生させない計画とすること。
- ③ 施工者が限定される特殊な工法を極力採用しないこと。
- ④ 維持管理が容易な計画とすること。
- ⑤ ライフサイクルコストの低減に配慮した材料、機器を選定すること。
- ⑥ 建物の長寿命化、維持管理費の軽減に配慮した計画とすること。

(2) 敷地の条件

各施設の敷地の条件は以下のとおりとします。

なお、敷地の現況は公表資料に示します。

	屋内展望施設・上駅	下駅・山麓駐車場
敷地面積	3 6 6, 9 1 6. 1 2 m ²	1 5, 7 0 0 m ²
区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域
接道	建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号による道路	建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号による道路
建ぺい率	7 0 %	4 0 %
容積率	2 0 0 %	2 0 0 %
防火・準防火地域等	建築基準法第 2 2 条に該当する区域	建築基準法第 2 2 条に該当する区域
都市計画	都市計画公園（火の山公園）	都市計画公園（火の山公園）
風致地区	—	壇之浦風致地区
宅地造成工事規制区域	規制あり	規制あり

関門景観形成地区	火の山地区	火の山地区
その他の地域地区	瀬戸内海国立公園（関門海峡地域：第2種特別地域） 鳥獣保護区（保護地区）	鳥獣保護区（保護地区）
文化財調査	山頂全域について「中世城郭」「砲台跡地」としての文化財保護法上の規制が発生する地域	山麓全域で歴史遺構があるため、事前の確認調査が必要な地域
想定地盤高	屋内展望施設・上駅 標高231.67m 上駅プラットフォーム 標高222.15m	下駅・山麓駐車場 標高43.95m 下駅プラットフォーム 標高48.00m
現況建築面積	2,859.24㎡	964.9㎡
現況延べ面積	7,416.13㎡	1,321.6㎡

(3) 施設の条件

ア 屋内展望施設及び上駅

名称	機能
全般	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積600㎡程度とすること。 屋内展望施設と移動施設駅舎（上駅）は一体の建築物として計画すること。 標高228m程度以上においては、階を1層のみとすること。 地下埋蔵文化財の上部に計画しないこと。 施工時においても、移動施設の構造体に影響を与えないような計画とすること。 雨水排水は透水方式としないこと。
屋内展望スペース	<ul style="list-style-type: none"> 合計200㎡程度確保すること。 標高228m程度を計画地盤高とする。 荒天時の一時避難所としての収容人員約270人程度（静止状態の群衆密度のレベル2人/㎡、床着座） 多目的に使えるよう広々とした空間とすること。 屋内で休憩できるスペースも十分に確保すること。 屋外デッキと一体的利用ができ、バリアフリーで繋がる計画とすること。 屋外デッキからの厳しい風雨が内部に浸入しない計画とすること。 三方に開かれた海への眺望が確保できる形状とすること。 海峡の美しい景色を切り取ったような見え方ができるレイアウトや工夫をすること。
観光インフォメーションコーナー	<ul style="list-style-type: none"> 屋内展望施設スペースの一角でもよい。 外部から見やすい場所に配置し、気軽に立ち寄りやすい雰囲気とすること。
飲食店舗スペース	<ul style="list-style-type: none"> 60～70㎡程度 カフェを想定したものとすること。 厨房、スタッフスペースを設けることを想定しておくこと。
乗車券売機コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙期の混雑を考慮すること。（300人/時間程度を想定）
待合スペース	<ul style="list-style-type: none"> 移動施設のプラットフォームに隣接し、バリアフリーでアクセスすることができること。 ※移動施設のプラットフォームは別途工事。 移動施設のプラットフォーム前に自動ドアを設置すること。 16名程度が乗車待機するのに十分なスペースを確保すること。 乗車動線と降車動線の別を明確にすること。

	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターで屋内展望スペースとアクセスすることができること。
駅務室	<ul style="list-style-type: none"> 受付（券売）、運転、乗り場案内にそれぞれ携わる係員を想定する。 待合スペースを視認できる計画とすること。 電話回線にて外部と通信できること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 新設するトイレの数は次のとおり想定している。男子便所（大便器3カ所、小便器4カ所、手洗い2カ所）、女子便所（大便器5カ所、手洗い3カ所）、多目的便所2カ所 男子便所及び女子便所に、ベビーチェアを設置したブースを各1カ所設けること。
授乳室	適宜
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 山頂芝生広場や屋内展望スペースでイベント等を行うことを想定し、テーブルや椅子等を格納できる十分な広さを確保すること。
屋外デッキ	<ul style="list-style-type: none"> 100㎡以上。ゆったりくつろげる広さとすること。 山頂芝生広場との繋がりや一体的利用を考慮すること。 屋外デッキからも海への眺望が確保できるものとする。
バックヤードエリア	<ul style="list-style-type: none"> 屋外からも接続できる配置とすること。 備品・材料の搬入やゴミの搬出に必要な面積及び動線を確保すること。 来訪者の動線や視線について考慮すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物周辺の余剰スペースがある場合は、快適に過ごすことができる空間とすること。 受変電設備を納める電気室を設けること。 屋外設置の設備は重耐塩対策を施すこと。

イ 下駅

名称	機能
全般	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積550㎡程度とすること。 2階建以下とすること。 施工時においても、移動施設の構造体に影響を与えないような計画とすること。 トルコチューリップ園側からの動線を確保すること。 山麓駐車場及び山麓駐車場前の大型バス乗降場とバリアフリーでアクセスすることができること。 将来計画のある移動施設（第2工区）の線路を十分考慮した計画とすること。 雨水排水は透水方式としないこと。
乗車券売機コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙期の混雑を考慮すること。
待合スペース	<ul style="list-style-type: none"> 移動施設のプラットフォームに隣接し、バリアフリーでアクセスすることができること。 ※移動施設のプラットフォームは別途工事。 移動施設のプラットフォーム前に自動ドアを設置すること。 16名程度が乗車待機するのに十分なスペースを確保すること。 将来計画のある移動施設（第2工区）の待合としても利用できる配置とすること。 乗車動線と降車動線の別を明確にすること。
観光インフォメーションコーナー	<ul style="list-style-type: none"> 20～30㎡程度 外部から見やすい場所に配置し、気軽に立ち寄りやすい雰囲気とすること。
駅務室	<ul style="list-style-type: none"> 受付（券売）、運転、乗り場案内にそれぞれ携わる係員を想定する。 待合コーナーを視認できる計画とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線にて外部と通信できること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・新設するトイレの数は次のとおり想定している。男子便所（大便器2カ所、小便器3カ所、手洗い2カ所）、女子便所（大便器4カ所、手洗い3カ所）、多目的便所2カ所 ・男子便所及び女子便所に、ベビーチェアを設置したブースを各1カ所設けること。
授乳室	適宜
倉庫	適宜
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備を納める電気室を設けること。 ・屋外設置の設備は重耐塩対策を施すこと。

ウ 山麓駐車場

名称	機能
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・自走式立体駐車場とすること。 ・地上3層4段以下とし、極力低層化に努めること。 ・山麓駐車場前に大型バス転回スペース及び大型バス乗降場を確保して配置計画すること。（※大型バス転回スペース及び大型バス乗降場は別途設計、別途工事。） ・下駅及び山麓駐車場前の大型バス乗降場とバリアフリーかつ安全にアクセスすることができること。 ・近隣の住居環境及び施設環境に配慮し、騒音等の影響を抑制する計画とすること。また、視線や自動車のヘッドライト等を遮る構造とすること。 ・火災等に対して十分な安全性を確保し、また、防犯や事故防止等の安全対策を講じること。 ・将来計画のある移動施設（第2工区）の線路を十分考慮した計画とすること。 ・外観デザイン及び色彩については、周辺の景観に配慮しながら、利用者や周辺住民、通行者が親しみをもてるものにする。 ・歩行者動線は安全性に十分配慮したものとすること。特にバリアフリーに配慮し、車いす使用者、ベビーカー利用者も利用しやすい計画とすること。 ・雨水排水は透水方式としないこと。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・100台以上の普通自動車に駐車できる計画とすること。 ・マイクロバス3台程度の駐車スペースについて検討すること。 ・駐車場法に定める構造及び設備の規定に適合させること。 ・駐車区画の大きさ（普通自動車：幅2.5m、奥行き6.0m以上、車椅子使用者用：幅3.5m、奥行き6.0m以上） ・電気自動車用充電設備を設置できるよう計画すること。 ・事故回避、渋滞回避に配慮した分かりやすい空間構成とするとともに、案内板等サインの設置により円滑な移動が行われるよう配慮すること。 ・照明器具については、運営状況に合わせもの、周辺環境に十分配慮したものとすること。 ・出庫時の渋滞を極力回避するシステム構成とすること。 ・複数方向から車両が合流するポイントには、警告措置を設けること。周辺環境を十分に配慮したものとすること。 ・駐車場の在車台数を常時計数し、駐車場入口において満空車状態をLED表示すること。また、満空情報等を一般公開されるWEBシステムとの連動が可能であること。 ・出入口の重点監視を行うほか、駐車場各部、通路、階段、エレベーター内等も含む場内全体を見渡せるようカメラを配置すること。 ・有料駐車場とするため、認証機器等を用いて無料処理ができる設備

	を設置できるようにすること。 ・入出庫管理はカメラ式等、駐車券によらないものが望ましいが、駐車券による場合は、車両が発券機に接近しやすい構造とすること（カーブ直近に発券機を設けないなど）。
管理室	・防犯上の管理ができること。 ・電話回線にて外部と通信できること。
トイレ	適宜
倉庫	必要に応じて適宜
その他	・受変電設備が必要となる場合は電気室を設けること。 ・屋外設置の設備は重耐塩対策を施すこと。

エ その他

名称	機能
外構等	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に伴う外構、植栽、既存物に影響する改修などが発生した場合は、本業務の範囲内とする。 ・周辺との調和や快適な環境に配慮した計画とすること。 ・歩行者動線は安全性に十分配慮したものとすること。特にバリアフリーに配慮し、車いす使用者、ベビーカー使用者も通行しやすい計画とすること。 ・利用者が安全に通行できるよう適切に照明器具を配置すること。 ・雨水排水は透水方式としないこと。
その他	・利用者に分かりやすいサインを適宜設けること。

(4) 施設建設時の条件

ア 建設工期 令和8年1月初旬から 令和9年3月末まで

イ 予定工事費 屋内展望施設 約300百万円（消費税及び地方消費税を含む）

上駅及び下駅 約470百万円（消費税及び地方消費税を含む）

山麓駐車場 約470百万円（消費税及び地方消費税を含む）

※屋内展望施設及び上駅的设计 GL までの盛り土は山頂芝生広場整備工事において実施するものとします。

(5) 関連業務との調整業務の条件

本業務の対象外である関連業務について、以下の対応を行うこととします。本プロポーザルにおいては、その手法・体制等について提案してください。

ア 山頂・山麓の整備等に関する業務

既存施設の解体工事、移動施設整備工事、山頂芝生広場整備工事、園路整備工事等、火の山再編に係る関連工事の設計及び施工業務との調整を十分行ってください。

イ 飲食事業

飲食店舗スペース内のレイアウト、電源、照明、給水、給湯、排水、ガス設備について設計して下さい。レイアウト、デザイン、仕上、必要機能等については飲食事業者に対して意見聴取を行ってください。対象事業者については市と協議してください。

(6) その他設計業務の条件

ア 本業務の遂行にあたっては、各関係者を交えた会議を定期的を開催し、要望事項等について設計担当者と協議の上、設計内容に反映させてください。

イ プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行してください。

ウ 本委託で設計を行った内容については、工事発注時に工事監理を委託予定です。

(7) 設計スケジュール

ア	契約締結	令和6年	6月下旬				
イ	現地調査	令和6年	7月上旬	から	令和6年	7月下旬	まで
ウ	基本設計	令和6年	8月上旬	から	令和6年	10月中旬	まで
エ	実施設計	令和6年	10月中旬	から	令和7年	2月中旬	まで
オ	申請・とりまとめ	令和7年	2月中旬	から	令和7年	3月下旬	まで

6 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 調査業務

- ・電波障害検討
- ・その他必要な調査

イ 基本設計

- ・建築（総合）
- ・建築（構造）
- ・電気設備
- ・機械設備
- ・外構

ウ 実施設計

- ・建築（総合）
- ・建築（構造）
- ・電気設備
- ・機械設備
- ・外構

(2) 追加業務の範囲

ア 積算業務

積算業務については、営繕積算システムR I B C 2を適用します。

各種算業務において、設計内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成を行うこととします。

- ・建築積算
- ・電気設備積算
- ・機械設備積算

イ 模型製作

ウ 模型の写真撮影

エ 計画通知又は確認申請に関する手続き業務

（構造計算適合性判定、省エネ適合性判定を含む。）

オ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務

カ 防災計画評定及び防災性能評定に関する申請手続き業務

キ 省エネルギー関係計算書の作成

ク リサイクル計画書の作成

ケ 概略工事工程表の作成

コ 建築物の利用に関する説明書の作成

- サ 日影図の作成（法令等に基づくものを除く）
- シ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ス 関連業務との調整業務
- セ 広報資料作成（記者発表資料など）
- ソ 住民説明及び下関市議会への説明資料作成
- タ 関係省庁との協議資料作成及び支援
- チ 環境省、海上保安庁その他関係機関への申請添付資料作成及び支援

7 設計業務の実施

(1) 一般事項

- ア 業務は、提示された設計と条件及び適用基準類に基づき行うこととします。
- イ 業務の着手に当たり、目標となる工事費は監督職員と協議することとします。
- ウ 積算業務は、積算の完了時に営繕工事積算チェックマニュアルを基に数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト及び数量チェックシートによる確認を行うこととします。
- エ 各業務の段階ごとに照査技術者の照査を行い、照査結果を報告してください。
- オ 照査技術者の照査を受けた上で、履行期間の最終日より約3.0か月前までに設計図面を提出し、監督職員の承認を受けた上で積算業務を行うこととします。
- カ 照査技術者の照査を受けた上で、履行期間の最終日より約0.5か月前までに設計内訳書、積算数量調書及び数量積算根拠図面を提出し、監督職員の事前確認を受けてください。
- キ 業務の実施及び施工にあたり必要となる協議調整をインフラ事業者、関係官庁等と行い、その結果について監督職員に報告してください。

(2) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとします。

- ア 業務着手時期
- イ 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) 法令等

ア 法令等

以下のもののほか、法令・基準・規制等に適切に対応してください。ただし、提案する内容により不要なものは除きます。

- ・道路法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・都市公園法
- ・自然公園法
- ・消防法
- ・駐車場法
- ・文化財保護法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令

- ・瀬戸内海国立公園（山口県地域）管理計画
- ・下関市都市公園条例
- ・下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・関門景観条例
- ・下関市景観基本計画、下関市景観計画、下関市夜間景観ガイドライン、関門景観基本構想
- ・下関市屋外広告物条例
- ・山口県福祉のまちづくり条例

イ 適用技術基準類

本業務には、以下に掲げる技術基準等を適用します。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等（最新版）に適合するよう業務を実施してください。

① 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル

② 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・擁壁設計標準図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築工事監理指針
- ・建築改修工事監理指針
- ・下関市特記仕様書

③ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

④ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引

⑤ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(4) 配置技術者の資格要件

募集要項「6 参加資格」の「(2) 配置技術者の要件」のとおりです。

(5) 公表資料

- ア 敷地図 PDF
- イ 敷地図（山頂、山麓）CAD
- ウ 付近見取図 PDF
- エ ボーリング柱状図 PDF
- オ 地下埋蔵文化財分布図 PDF
- カ 天候記録 PDF
- キ 周辺現況写真
- ク 移動施設経路図（第1工区暫定）PDF
- ケ 移動施設経路図（第2工区暫定）PDF
- コ 火の山地区都市再生整備計画 PDF
- サ 火の山地区観光施設再編整備基本計画 PDF
- シ 火の山地区観光施設再編整備ブランドコンセプト PDF
- ス デザインマスタープラン PDF
- セ 火の山公園デザインコード
- ソ 事業全体スケジュール PDF
- タ 関連工事工程表（移動施設整備工事、既存施設の解体工事、山頂芝生広場整備工事、園路整備工事等）PDF
- チ 計画範囲 PDF
- ツ 基本計画図 PDF

(6) 業務中の報告

- ア 受注者は、2週間に1回、業務の進捗状況を監督職員に定期報告をすることとします。報告の方法は、監督職員の指示によることとします。
- イ 受注者は、監督職員と協議の上、段階確認の各時期を定め、業務計画書に示してください。
- ウ 受注者は、照査技術者の照査を受けた上で設計図面を提出してください。
- エ 受注者は、実施設計の提出時期については監督職員の指示によることとします。
- オ 設計において、杭の施工が必要な場合、施工精度差（杭頭の水平方向のずれ：D/4（Dは杭径）かつ100mm以内）を見込む構造設計及び構造計算を行ってください。
- カ 受注者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合において、原則として無償で設計図書の作成・修正等を行うものとします。
 - ・設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき
 - ・杭工事施工時における杭心ずれに伴う設計変更が生じたとき
- キ 受注者は、9月中旬までに工事費概算書を監督職員に提出してください。

8 その他、業務の履行に係る条件等

(1) 指定部分の範囲及び履行期限

- ・調査業務に係る資料 令和6年 7月 下旬
- ・基本設計に係る資料 令和6年10月 中旬
- ・基本設計に基づくパース 令和6年10月 下旬
- ・実施設計に係る図面資料 令和7年 1月 月上旬
- ・実施設計に係る積算資料 令和7年 2月 中旬

(2) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがあります。

(3) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とします。

- ア 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- イ 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ・写真を公表すること
 - ・写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

9 業務の成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	製本形態 特記なき場合 ファイル綴じ	摘要
-----	----	--------------------------	----

a. 建築（総合） ○建築（総合）基本設計図書 計画説明書、仕様概要書、仕上概要表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面） ○工事費概算書 ・仮設計概要書 ・	各1部 各1部 各1部		
b. 建築（構造） ○建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書、構造設計概要書 ○工事費概算書 ・	各1部 各1部		
c. 電気設備 ○電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書、電気設備設計概要書 ○工事費概算書 ・	各1部 各1部		
d. 機械設備 ○機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書、機械設備設計概要書 ○工事費概算書	各1部 各1部		
e. その他 ○透視図 ・模型 ・リサイクル計画書 ・設計説明書	各1部 各1部 各1部		
f. 資料 ○各種技術資料 ○各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 ・グリーン庁舎評価システム(GBES)目標値報告書 ・グリーン診断・改修システム(GBES-Re)目標値報告書	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部		

(2) 実施設計

成果物	原図	製本形態 特記なき場合 合ファイル綴じ	摘要
a. 建築（総合） ○建築（総合）設計図 建築物概要書、仕様書、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面）、矩計図、展開図、天井伏図（各階）、平面詳細図、部分詳細図	各1部	折り製本	A3版 <u>1</u> 部 A3版 <u>1</u> 部

<p>(断面含む)、建具表、外構図、総合設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非構造部材計算書 ・工事費概算書 ○計画通知図書 ・(各届出書等) 	各1部		
<p>b. 建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築（構造）設計図 仕様書、構造基準図、伏図（各階）、軸組図、部材断面表、各部断面図、標準詳細図、各部詳細図 ○構造計算書 ・工事費概算書 ○計画通知図書 ・() 			
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気設備設計図 仕様書、付近見取図・配置図、外構図、引込図、受変電設備図、動力設備図、電灯設備図、電話・インターホン設備図、放送設備図、テレビ共同受信設備図、機械警備設備図、LAN設備図、火災報知設備図、撤去図、移設対応図、仮設図、各系統図 ○電気設備設計計算書 ○工事費概算書 ○計画通知図書 ・その他の届出書 (各届出書等) 	各1部 各1部 各1部	折り製本	A 3版1部 A 3版1部
<p>d. 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空調調和設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、空気調和設備図、換気設備図、自動制御設備図、排煙設備図、屋外設備図 ○給排水衛生設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、衛生器具設備図、給水設備図、排水設備図、雨水排水利用設備図、給湯設備図、消火設備図、ガス設備図、七尿浄化槽設備図、ゴミ処理設備図、さく井設備図、屋外設備図 ○昇降機設備図 昇降機設備図、搬送機設備図 ○給排水衛生設備設計計算書 ○空調換気設備設計計算書 ○昇降機設備設計計算書 ○工事費概算書 ○計画通知図書 ・その他の届出書 (各届出書等) 	各1部 各1部 各1部 各1部	折り製本 折り製本	A 3版1部 A 3版1部 A 3版1部 A 3版1部
<p>e. 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築工事積算数量算出書 	各1部		

<ul style="list-style-type: none"> ◎建築工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） ◎単価資料 	各1部 各1部 各1部 各1部		
f. 電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ◎電気設備工事積算数量算出書 ◎電気設備工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） ◎単価資料 	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部		
g. 機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ◎機械設備工事積算数量算出書 ◎機械設備工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編） ◎単価資料 	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部		
h. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・透視図 ◎模型 ◎模型の写真 ・防災計画書 ◎建築物エネルギー消費性能確保計画 ◎建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ◎省エネルギー関係計算書 ◎リサイクル計画書 ◎概略工事工程表 ・営繕事業広報ポスター ・施設使用条件書 ・建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価書 ・LCEM ツールによる空調システムの評価報告書 ・工事現場の生産性向上に配慮した事項の報告書 ・（ ） 	各1部		
i. 資料 <ul style="list-style-type: none"> ◎各種技術資料 ◎構造計算データ ◎各記録書 ・（ ） 	各1部 各1部 各1部		

注）：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができます。

：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムR I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」によることとします。

：設計図は、適宜、追加してもよいこととします。

- : 数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト、数量チェックシートの提出は、工事内容が軽微である場合には、監督職員の承諾の上、省略することができます。
- : 成果物は、監督職員の指示により、製本としてください。
- : 電子媒体（CD-R）の提出部数は（1）部としてください。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」（令和3年4月）を参照し、適正な工期を設定してください。

（3）成果物の体裁等

実施設計の設計原図には、表題欄に受注者名表示、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号の欄を設ける。CADデータはJww形式、DXF形式及びPDF形式（A4版）とします。また、その他すべての提出物について、PDF化を行い提出してください。